資料⑤: 品種表示ルール ver. 5. 2

「よつぼし」の種苗販売に係る品種表示のルール(種苗事業者向け)

「よつぼし」の種苗(鉢植え株・プランター植え株等を含む)の販売や広告を行う際には、種苗法に基づく品種表示を行ってください。既に品種表示がなされている種苗の形を変えずに転売する場合は、そのままの品種表示でかまいません(正しく品種表示がなされているか確認だけで可)。

- 1. 種苗販売に使用する包装容器(種子袋、苗の出荷箱等)、鉢植えラベル、カタログや広告等の適切な位置に、次の4項目(品種名、品種登録番号、遵守事項、ロゴマーク)全てを、分かりやすく表示すること。
- (1) 品種名:よつぼし
- (2) 品種登録番号: 25605
- (3)遵守事項

「よつぼし」利用の遵守事項

- 1. 種苗・ランナー等の海外持ち出し禁止
- |2. 種苗・ランナー等の他者への譲渡禁止
- 3. 自家増殖を行う場合、「育成機関 公表資料」を確認すること。



https://seedstrawberry.com/custom14.html

(表示例:軽度のアレンジを認める)

(4) ロゴマーク







<捕捉>

- ・これら4項目は、別々の位置に表示することもできる(例えば、ラベルの表面と裏面に分ける)。
- ・ロゴマークの表示をもって品種名の表示と兼ねることができる。一方、品種名の標準文字表示で はロゴマークの表示を省略することはできない。
- ・ロゴマークの一色刷(二色表示)も認める。
- 2. 初めてロゴマークを使用の際は、一般社団法人種子繁殖型イチゴ研究会から各社固有の認定番号の入ったロゴマークファイルの交付を受ける(別紙「ロゴマーク使用許諾申請書」を提出)。
- 3. 品種の利用と種苗の流通状況について、育成者権者が実施する調査に協力すること(育成者権者から委託を受けた者を含む)。

【連絡先】

一般社団法人種子繁殖型イチゴ研究会

514-2314 三重県津市安濃町妙法寺 1011-7